議案第２３号

財産（物品）の取得について

次のとおり物品を取得することについて、日出町有財産条例（昭和３９年日出町条例第１２号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和 ８ 年 ９ 月２９日　提　出

日出町長　　安　部　徹　也

１　取得する物品　　大型提示装置（電子黒板）　４０台
２　取 得 金 額　　１５，９８３，０００円
３　相　手　方　　佐賀県佐賀市鍋島町大字森田９０２番地
株式会社学映システム
代表取締役　岡　村　祐　臣

理　由

町立小･中学校で使用する大型提示装置を更新する必要があるので提出する。